

〜 適正化にご協力を！ 〜
国民健康保険が利用できるのはケガの場合だけです

近年、接骨院などの柔道整復師にかかる方が多くなっています。これに伴い柔道整復師にかかわる療養費も増加傾向にあります。

接骨院・整骨院は、皆さんの身近にあり気軽に利用できますが、施術を受ける場合『国民健康保険』が使えるものとは使えないものが定められています。

【国民健康保険が使える場合（保険証が使える場合）】

打撲、捻挫、挫傷（出血を伴う外傷は除く）、骨折・不全骨折・脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要です。）など。

【国民健康保険が使用できない場合（全額自己負担）】

慢性病（神経痛、リウマチ、関節炎など）からくる痛み・コリ、加齢・日常生活の疲れによる肩こり・腰痛、スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛、症状の改善が見られない長期にわたる漫然とした施術など。

【かかるときの注意事項】

- 施術を受ける前に、負傷原因を正確に伝えましょう。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられるので、医師の診断を受けましょう。
- 領収書は必ずもらいましょう。
- 外科・整形外科などで治療を受けながら、同時に柔道整復師の施術を受けた場合、柔道整復師の施術は保険対象になりません。
- ※ 不適切な請求が行われた場合、被保険者のみなさんにも不利益を被ることがありますので、注意事項を守って施術を受けてください。

みなさんの貴重な国民健康保険税をただしく使うためにも、ご理解とご協力をお願いします。

■ 問い合わせ

健康増進課 医療保険班
☎ 0820 (77) 5502

< 健康増進課からお知らせします >

① 子宮頸がん等ワクチン接種について

周防大島町では、国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」を受けて、次の3種の予防接種を実施することになりました。これは、法定外の任意の予防接種ですので、本人及び保護者の希望によって接種するものです。

種類	対象者
子宮頸がん予防（HPV）	中学1年生から高校1年生の年齢相当の方 ※平成23年3月までに1回以上接種（または発熱等で予診のみ）した高校1年生は高校2年生時でも対象になります。
ヒブ（インフルエンザ菌b型）	2か月から5歳未満
小児用肺炎球菌	2か月から5歳未満

- 接種費用 無料
- 実施期間 1月1日から平成24年3月31日（予定）
- 予防接種の受け方

接種対象者の保護者にはご案内の文書と説明書及び予診票を郵送しています。希望する医療機関に予約をし、必ず同封の予診票を持参してください。

※説明書をご覧になり、予防接種の効果や目的、副反応や健康被害の救済等を理解して接種してください。
※町外の医療機関での接種を希望される方は、事前に健康増進課まで連絡をしてください。

② 妊婦健康診査について

平成23年1月から、妊婦健康診査の公費負担項目にHTLV-1（ヒト白血病ウイルス-1型）抗体検査が追加されます。HTLV-1とは、ATL（成人T細胞白血病）などを発症させる原因ウイルスです。母子感染を予防するために実施します。

◆ 問い合わせ 健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820 (77) 5504